

作成(1) 公文書の意義

意見交換内容 ○ 職員が作成する際に、認識すべき公文書の意義とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (1条)	公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える <u>国民共有の知的資源</u>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国の「公文書管理の在り方等に関する有識者会議・最終報告」(平成20年11月)においては、「国の活動や歴史的事実の正確な記録である『公文書』は、……過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である。……公文書は『知恵の宝庫』であり、国民の知的資源でもある」という基本認識が述べられています。</p> <p>滋賀県では、情報公開条例の前文で、「県の保有する情報は、県民の共有財産である」と明記しています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>公文書を適正に管理・保存を図る目的は、適正で効率的な県政運営のためだけではなく、後世に伝えることにより、歴史検証や学術研究等に役立てるものであることから、公文書は県民共有の知的資源でもあることを意識する必要はないか。</p>	
鳥取県 (1条)	公文書等が、県政に対する県民の知る権利に不可欠な <u>県民共有の知的資源</u>		
島根県	<規定なし>		
香川県 (1条)	公文書等が、 <u>県民共有の知的資源</u>		
熊本県 (1条)	行政文書等が、健全な民主主義の根幹を支える <u>県民共有の知的資源</u>		
滋賀県	<p>県の保有する情報は、<u>県民の共有財産</u> (情報公開条例・前文)</p> <p><規定なし> (文書管理規程)</p>		

作成(2) 知る権利と説明責任

意見交換内容 ○ 知る権利の位置付けと果たすべき説明責任とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (1条)	国及び独立行政法人等の有するその諸活動を <u>現在及び将来の国民に説明する責務</u>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>法律において、「知る権利」が明記されているのは、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)の二つで、いずれも「国民の知る権利の保障に資する」との文言となっています。</p> <p>これら二つの法律以前の平成21年に成立した公文書管理法では、「知る権利」は明記されていません。</p> <p>都道府県は、「知る権利」を明記しているのは、鳥取県公文書管理条例(4条)と41都道府県の情報公開条例(前文または目的規定)であり、情報公開制度との関係では、行政が保有する情報の公開を求める権利を意味し、憲法学上、主として国民主権や表現の自由(憲法21条)に根拠づけて論じられている概念で、その根拠や内容については様々な理解の仕方があるのが現状です。</p> <p>一方、「説明する責務」は、主権者である住民に対し、行政がその諸活動の状況を具体的に明らかにする責務を意味し、国民主権や住民自治の原理など、憲法に定める民主主義の制度に由来するものです。</p> <p>つまり、「知る権利」は住民側から見たものであり、「説明責務」は行政側から見たものであって、両者は表裏一体で、相互補完の関係にあると言えます。</p>	
鳥取県 (4条)	県政に対する <u>県民の知る権利を保障し</u> 、県の諸活動を <u>現在及び将来の県民に説明する責務</u> を全うするため、……文書を作成しなければならない。		
島根県 (1条)	県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を <u>現在及び将来において説明する責務</u>		
香川県 (1条)	県の有するその諸活動を <u>現在及び将来の県民に説明する責務</u>		
熊本県 (1条)	県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を <u>現在及び将来の県民に説明する責務</u>		
滋賀県	地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、 <u>県民の知る権利を尊重し</u> 、 <u>県の有するその諸活動を県民に説明する責務</u> が全うされるようにすることが重要である (情報公開条例1条) <規定なし> (文書管理規程)		

作成(3) 公文書の作成義務

意見交換内容 ○ 職員が作成すべき公文書とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (4条)	<p>行政機関の職員は、……当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 法令の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯</p> <p>(3) 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯</p> <p>(4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯</p> <p>(5) 職員の人事に関する事項</p>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国は、公文書管理法において、文書の作成義務を課すとともに、作成すべき文書の類型を定めており、他の都道府県でも、10団体（条例4、規則2、訓令4）が、文書の作成義務の明確化を行っています。（平成27年6月・新潟県調査）</p> <p>滋賀県では、文書管理規程（訓令）において、「事務は、原則として公文書により処理しなければならない」という事務処理の原則を定めているだけで、文書の作成基準はありません。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>県の諸活動を県民に説明する責務を果たし、適正で効率的な県政運営を進めるためには、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう公文書を作成することが重要であることから、文書の作成義務や作成基準を定める必要はないか。</p>	
鳥取県	<p>(参考1)「各都道府県における文書の作成義務について」参照</p>		
島根県			
香川県			
熊本県			
滋賀県	<p>事務は、原則として公文書により処理しなければならない。</p> <p>(文書管理規程3条)</p>		

保存(4) 書面以外の取扱い

意見交換内容 ○ 書面以外の電磁的記録等をどのように保存すべきか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (2条)	文書(図画及び電磁的記録を含む。)	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>いずれの団体においても、図画や電磁的記録は、書面と同様に文書管理の対象となっています。行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)の規定によれば、「図画」には、マイクロフィルム、写真フィルム、映画フィルム、スライドを含んでいます。</p> <p>また、「電磁的記録」は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいうとされており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の規定によれば、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ、ビデオディスクを含んでいます。</p> <p>滋賀県では、作成年度の翌々年度以降、文書については、文書庫に引き継がれますが、文書管理規程では、電磁的記録を記録した外部記憶媒体については、保存期間が満了するまで、各事務室内に収納しておくことになっています。これは、電磁的記録は公文書であっても、廃棄(溶解)する際に支障が生じるため、文書庫への引継ぎを禁止しているためです。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>電磁的記録は、最近、様々な形で利用されているが、記録した外部記憶媒体は、時の経過とともに、時代遅れとなっていくため、利用可能な状態で保存していくには課題が多い。しかし、貴重な電磁的記録は、確実に保存していく必要があり、散逸を防止するため、適切な管理方法について、規定する必要があるか。</p>	
鳥取県 (2条)	文書(図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録を含む。)		
島根県 (2条)	文書(図画及び電磁的記録を含む。)		
香川県 (2条)	文書(図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))並びに電磁的記録を含む。)		
熊本県 (2条)	文書(図画及び電磁的記録を含む。)		
滋賀県	文書、図画および写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)ならびに電磁的記録 (情報公開条例2条)		

保存(5) 保存期間と満了時の措置

意見交換内容 ○ 保存期間と満了時の措置をどのように基準設定すべきか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	保存期間……公文書管理法施行令、 行政文書管理ガイドライン、 各府省の行政文書管理規則 満了後の措置……行政文書管理ガイドライン、 各府省の行政文書管理規則 (同じ規則において、同じ文書類型で規定)	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、参考2 (保存期間基準と保存期間満了時の措置基準について) の各団体の基準に基づき、保存期間が満了したときの措置(移管・廃棄)を定めておくことになっています。</p> <p>滋賀県においては、永年保存規定があるため、歴史資料として重要な公文書の多くは、現用文書として永年保存されており、移管のスケジュールが定められていません。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>現用文書のまま永年保存する規定を見直し、最長30年経過後は、県民の利用に供する非現用文書としての永年保存に切り替えるとともに、レコード・スケジュール(公文書移管・廃棄計画)を導入する必要があるか。</p> <p>レコード・スケジュールの導入に当たっては、既に導入された団体と同様に、詳細で分かりやすい移管の判断基準を定める必要があるか。</p>	
鳥取県	保存期間……訓令 満了後の措置……訓令(選別基準) (同じ訓令において、異なる文書類型で規定)		
島根県	保存期間……規則 満了後の措置……訓令 (異なる法規において、同じ文書類型で規定)		
香川県	保存期間……訓令 満了後の措置……訓令 (同じ訓令において、同じ文書類型で規定)		
熊本県	保存期間……規則 満了後の措置……規則 (同じ規則において、同じ文書類型で規定)		
滋賀県	保存期間……訓令 満了後の措置……要領(選別収集基準) (異なる法規において、異なる文書類型で規定)		

移管(6) 公文書館への移管

意見交換内容 ○ 保存期間が満了した公文書をどのような手続で県政史料室に移管すべきか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (8条) (11条) (14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の長 → 国立公文書館等 ・ 独立行政法人等 → 国立公文書館等 ・ 立法機関 → 内閣総理大臣 → 国立公文書館 ・ 司法機関 → 内閣総理大臣 → 国立公文書館 	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、保存期間が満了した公文書について、歴史的資料として重要なものは、公文書館または知事へ移管することを規定しています。</p> <p>滋賀県においては、保存期間が満了した文書庫内の文書は、県民活動生活課長が廃棄することを文書管理規程で規定しています。この廃棄の前に、県民情報室長が歴史的価値を有すると認められる公文書を選別収集しています。</p> <p>つまり、文書を保有する各機関が、当該文書を歴史的な文書として取り扱うことについて、現在は、主体的に判断しておらず、全て、県民情報室のみで判断を行っています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>保存期間が満了した文書について、歴史的価値を有するかどうかの判断は、各機関と県民情報室が協議しながら行い、最終的には、事業等を熟知している各機関が、主体的に決定した上で、知事（県民情報室）に移管することを規律する必要はないか。</p>	
鳥取県 (9条) (11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関 → 公文書館 ・ 議長 → 公文書館 		
島根県 (10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事以外の実施機関 → 知事（公文書センター） 		
香川県 (8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関 → 文書館 ・ 議長 → 知事（文書館） 		
熊本県 (8条) (11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関 → 知事（県政情報文書課） ・ 地方独立行政法人等 → 知事（県政情報文書課） 		
滋賀県	(規定なし)		

廃棄(7) 現用文書の廃棄

意見交換内容 ○ 現用文書の廃棄の判断をどのようにチェックすべきか

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (8条) (11条)	「廃棄」……行政機関の長 「協議」……行政機関の長 → 内閣総理大臣 「同意」……内閣総理大臣	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、文書管理に最終的な責任を負うのは、行政機関の長であることから、公文書の廃棄については、行政機関の長が義務を負うこととなっています。</p> <p>これは、職員が行う廃棄という事実行為ではなく、廃棄の決定という法的行為を規律しているためと考えられます。</p> <p>また、条例上の手続ではありませんが、鳥取県と熊本県においては、廃棄前に廃棄簿冊の一覧を公表し、県民からの意見募集が行われています。</p> <p>滋賀県においては、各課長が、公文書の廃棄を行うものとしています。</p> <p>また、本庁文書庫に引き継がれた公文書については、担当所属の確認後、県民活動生活課長が廃棄を行うこととなっており、廃棄を行う前に、県民情報室長が歴史的価値を有すると認められる公文書を選別収集しています。</p> <p>この選別収集は、廃棄対象ファイルのリストにより事前確認し、必要なものは対象文書を実際に見て最終確認をしています。</p> <p>なお、平成27年度に廃棄対象となったファイルは、約96,000であり、このうち、地方機関分と本庁事務室保管分(1年保存文書等)を除いた約35,000ファイル(本庁文書庫保存分)について、県民情報室で選別収集のための確認を行いました。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>廃棄対象ファイルについて、担当課以外に、県民情報室で確認を行っており、現行においても、ある程度チェック機能が働いているが、より透明性を高めるために、選別収集の明確な位置付けや廃棄リストの公表などを行う必要があるのではないか。</p>	
鳥取県 (9条)	「廃棄」……実施機関(知事等) 「協議」……実施機関 → 公文書館の館長 (参考3)「廃棄簿冊の公表手続について」参照)		
島根県 (10条)	「廃棄」……実施機関(知事等)		
香川県 (8条)	「廃棄」……行政機関(知事等) 「報告」……行政機関 → 知事		
熊本県 (8条) (11条)	「廃棄」……実施機関(知事等) 「聴取」……実施機関 → 行政文書等管理委員会		
滋賀県	「廃棄」……主務課長(事務室保管文書) 県民活動生活課長(文書庫保存文書) (文書管理規程48条)		

廃棄(8) 議会・地方独立行政法人の文書廃棄

意見交換内容 ○ 議会、地方独立行政法人の保有文書の廃棄について

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	「行政機関」……内閣総理大臣への廃棄の協議あり 「立法機関」……廃棄の協議なし 「独行政法人」……廃棄の協議なし	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、立法機関や議会が保有する文書の廃棄について、内閣総理大臣や知事への協議を規定しているものではありません。</p> <p>これは、国においては、三権分立の観点から、行政府の内閣総理大臣が、立法府の独立性を阻害することのないように配慮したものと考えられます。</p> <p>また、県議会は、地方自治における二元代表制の一方を担う機関であり、知事との相互牽制の関係にあることを踏まえたものと考えられます。</p> <p>独立行政法人等が保有する文書の廃棄についても、内閣総理大臣への協議は規定されておらず、独立行政法人等が別々の法人格を有しており、法人業務運営における自主性に配慮したものと考えられます。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>公文書管理と情報公開が、車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者が適正かつ円滑に実施されるようにするには、情報公開条例の実施機関である議会や地方独立行政法人(県立大学)が保有する文書についても、二元代表制の関係や地方独立法人の業務運営における自主性に配慮しつつ、県の公文書と同様に規律する必要はないか。</p>	
鳥取県	「実施機関」……公文書館の館長への廃棄の協議あり 「議会」………廃棄の協議なし 「地独法人」……公文書館の館長への廃棄の協議あり		
島根県	「実施機関」……廃棄の協議なし 「議会」………廃棄の協議なし 「地独法人」……廃棄の協議なし		
香川県	「行政機関」……知事への廃棄の事前報告あり 「議会」………廃棄の事前報告なし 「地独法人」……規定なし		
熊本県	「実施機関」……廃棄時に委員会への意見聴取あり 「議会」………廃棄時に委員会への意見聴取あり 「地独法人」……廃棄時の意見聴取なし		
滋賀県	「主務課」………廃棄の協議なし 「議会」………廃棄の協議なし 「地独法人」……廃棄の協議なし		

その他(9) 出資法人、指定管理者の文書

意見交換内容 ○出資法人、県の公の施設の管理を行う指定管理者の文書管理について

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (2条)	「行政文書」……行政機関 「法人文書」……独立行政法人等	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>公文書管理条例の制定4県では、県の各機関が保有する文書について、規定しているほか、鳥取県・熊本県では、公社を地方独立行政法人と同様に扱っています。これは、各県の情報公開条例の実施機関に差異が元々あり、それに合わせた結果と考えられます。</p> <p>滋賀県では、「出資法人」や「県の公の施設の管理を行う指定管理者」について、情報公開条例においては、「情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定しています。</p> <p>また、県と指定管理者の間においては、「管理業務の実施に伴い作成し、または取得した文書について、文書の管理に関する規程等を別に定め、これにより、適正に管理・保存することとし、指定の期間が満了した後に県の指示に従って引き渡す」ことを定めた基本協定を締結することとしています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>「出資法人」や「県の公の施設の管理を行う指定管理者」について、文書の適正な管理に関し必要な措置が講じられるよう求める必要はないか。</p>	
鳥取県 (2条) (11条)	「現用公文書」……知事、行政委員会、監査委員、警察本部長、 病院事業管理者、地方独立行政法人、住宅供給公社、 土地開発公社 「議会文書」……議会		
島根県 (2条)	「公文書」……知事、議会、行政委員会、監査委員、警察本部長、 病院事業管理者、地方独立行政法人		
香川県 (2条) (11条)	「行政文書」……知事、行政委員会、監査委員、警察本部長、 病院事業管理者 「議会文書」……議会		
熊本県 (2条)	「行政文書」……知事、議会、行政委員会、監査委員、警察本部長、 病院事業管理者 「法人文書」……地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社		
滋賀県	「公文書」……知事、議会、行政委員会、監査委員、警察本部長、 公営企業管理者、病院事業管理者、地方独立行政法人 (情報公開条例2条)		

利用(1) 公文書等の定義

意見交換内容 ○ 現用公文書と歴史的文書を統一的に規律するために必要な定義とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国	<p>(参考4)「公文書等の定義について」参照)</p>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、行政機関が管理する現用文書と公文書館が管理する特定歴史公文書等を総称して、「公文書等」と定義しています。</p> <p>このうち、行政機関の現用文書については、団体によって、「行政文書」や「公文書」と呼び方が異なりますが、これは、情報公開条例における定義の違いから生じています。</p> <p>滋賀県では、現用文書は「公文書」、県政史料室が管理する文書は「歴史的文書」と定義していますが、「公文書」と「歴史的文書」を総称するものは定義していません。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>県政史料室において利用請求できる対象文書を明確化するため、歴史的資料として重要な文書を「歴史的文書」と定義し、そのうち県政史料室が管理するものは、「歴史的文書」の一部であることから、「特定歴史的文書」と定義する必要はないか。</p> <p>現用文書である「公文書」と県政史料室が管理する「特定歴史的文書」を統一的に規律するため、それらを総称して「公文書等」と定義する必要はないか。</p>	
鳥取県			
島根県			
香川県			
熊本県			
滋賀県			

利用(2) 利用請求権

意見交換内容 ○ 利用に関する手続的保障とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (16条)	国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い <u>利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</u>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、特定歴史公文書の利用請求権を認めしており、国民や県民の利用に関して、法令上の手続的保障がされています。</p> <p>このため、利用請求に対する処分(利用決定等)または利用請求に係る不作為について不服のある者は、行政不服審査法による異議申立てをすることができ、決定にあたっては、第三者機関(公文書管理委員会、情報公開審査会等)への諮問手続が導入されています。</p> <p>滋賀県では、現在、歴史的文書について、利用請求権までは認められていませんが、県民の利用に関する手続的保障に配慮するため、歴史的文書閲覧要綱(5条)において、異議申出の仕組みを設けています。「歴史的文書の閲覧の制限に関し異議がある者は、その旨を県民情報室長に申し出ることができる」とともに、県民情報室長は、「異議の申出があった場合には、当該申出に対し遅滞なく回答を行うものとする」こととしています。</p> <p>また、県民情報室長は、「回答するに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県情報公開審査会または滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる」こととしています。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>現行では、県政史料室に移管された歴史的文書の県民の利用に関する手続的保障は、法令上の利用請求権ではないため、条例において、歴史的文書の利用を具体的権利として位置付け、行政不服審査法に基づく異議申立てを可能とし、より透明性の高い利用手続を保障していく必要はないか。</p>	
鳥取県 (13条)	館長は、次項に掲げる場合を除き、特定歴史公文書等を <u>一般の利用に供さなければならない。</u>		
島根県 (15条)	知事は、前条第1項の規定による特定歴史公文書等の <u>利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求をしたものに対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。</u>		
香川県 (13条)	知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の <u>利用の請求があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたものに対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。</u>		
熊本県 (15条)	知事は、保存している特定歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い <u>利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</u>		
滋賀県	<規定なし>		

利用(3) 利用制限事由

意見交換内容 ○ 歴史的文書を利用制限できる場合とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (16条)	利用制限事由 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に関する情報 ・ 法人等に関する情報 ・ 国の安全等に関する情報 ・ 公共の安全等に関する情報 ・ 監査、検査、取締り等に係る情報 ・ 公営企業等の事業に関する情報 	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、行政機関から移管された特定歴史公文書等の利用については、情報公開法や情報公開条例の開示の場合よりも利用制限の範囲が狭くなっています。</p> <p>また、立法機関・司法機関からの移管文書、刑事訴訟文書、寄贈・寄託文書については、独自の利用制限の規定を設けています。</p> <p>これは、行政機関からの移管文書については、移管前は、情報公開制度により公開の可否を判断していたことを踏まえ、移管の前後を通じて整合性を図るため、情報公開制度の非公開事由を引用し、部分的に共通となっています。</p> <p>一方、立法機関・司法機関の文書や刑事訴訟文書については、情報公開制度の対象外であったことから、独自の利用制限の規定になっているものと考えられます。</p> <p>滋賀県においては、歴史的文書についても、情報公開条例が適用される現用文書と同様の利用制限を規定しています。</p>	
鳥取県	<p>(参考5)「歴史的文書の利用制限事由について」参照)</p> <p>(参考6)「時の経過を考慮した利用制限情報該当性の判断基準について」参照)</p>		
島根県			
香川県			
熊本県			
滋賀県	<p>利用制限事由 (歴史的文書閲覧要綱4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に関する情報 ・ 法人等に関する情報 ・ 公共の安全等に関する情報 ・ 法令等による非公開情報 ・ <u>審議、検討、協議に関する情報</u> ・ 監査、検査、取締り等に係る情報 ・ <u>契約、交渉、争訟に係る情報</u> ・ <u>調査研究に係る情報</u> ・ <u>人事管理に係る情報</u> ・ 公営企業等の事業に関する情報 <p>(※下線部分は、国や条例制定4県にはない利用制限事由)</p>	<p>(本県の今後の方向性)</p> <p>意思決定が行われた後の審議、検討の情報や事務・事業が完了した後の情報であって現用文書としての役割を終えたものについては、それらの情報を公開にすることにより、審議、検討や事務の遂行に支障を及ぼすようなことはないと考えられるため、情報公開条例よりも狭い範囲で利用制限を規定する必要はないか。</p> <p>また、時の経過を考慮した必要最小限の利用制限を行うため、個人およびその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるか検討すべき経過期間など、利用制限事由の該当性の判断基準について、詳細に定める必要はないか。【⇒第3回懇話会で検討予定】</p>	

その他(4) 歴史的文書の廃棄

意見交換内容 ○ 歴史的文書を廃棄することができる場合とは

「国」「公文書管理条例制定県」「滋賀県」の現状		意見交換の論点	懇話会委員からの意見
国 (25条) (29条)	<p>国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。</p> <p>内閣総理大臣は、第25条の規定による同意をしようとするときは、<u>公文書管理委員会に諮問</u>しなければならない。</p>	<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国や公文書管理条例の制定4県においては、特定歴史的公文書等として保存されている文書について、歴史的資料として重要でなくなった場合における廃棄手続を定めており、香川県を除き、第三者機関への諮問または事前公表が義務付けられています。</p> <p>また、香川県では、規則において、廃棄は「著しい劣化によりその判読及び修復が困難となったため利用できなくなったことその他の事情」の場合に限定しています。</p> <p>国の「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」においても、特定歴史公文書等の廃棄は、当該特定歴史公文書等に記載されている情報の内容ではなく、外形的な要素のみがその理由として認められています。</p> <p>滋賀県においては、歴史的文書として保存した文書の廃棄に関する規定はなく、これまでに歴史的文書を廃棄した例はありません。</p> <p>(本県の今後の方向性)</p> <p>永年保存文書から歴史的文書に移管したものは、永年保存を前提として保存されていたものであるため、廃棄については極めて限定的に行う必要があるのではないか。</p> <p>劣化が極限まで進展して判読および修復が不可能で利用できなくなった状態であれば、廃棄することも検討する必要はないか。</p>	
鳥取県 (23条)	<p>館長は、特定歴史公文書等として保存している文書を廃棄しようとするときは、<u>廃棄の日の1月前までに、当該文書の名称、廃棄の日その他規則で定める事項を公表</u>しなければならない。</p> <p>異議のある者は、館長に対し、当該特定歴史公文書等について、廃棄の措置をとらないよう求めることができる。</p>		
島根県 (27条)	<p>知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書を廃棄しようとするときは、<u>情報公開審査会に諮問</u>しなければならない。</p>		
香川県 (28条)	<p>知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、<u>規則で定めるところにより</u>、当該文書を廃棄することができる。</p>		
熊本県 (35条)	<p>知事は、特定歴史公文書として保存されている文書を廃棄しようとするときは、<u>行政文書等管理委員会に諮問</u>しなければならない。</p>		
滋賀県	<p>県民情報室長は、収集した公文書のうち、保存する必要がないと認めたものについては、廃棄決定を行い廃棄するものとする。</p> <p>(公文書収集保存要領6条)</p>		